

入札説明書等に対する質問回答書

「梨木地区復旧治山工事」

質問事項	回答事項
<p>建設機械損料について</p> <p>① 建設機械等損料は、R6 年度と R5 年度のいずれをご使用でしょうか。</p>	<p>① 建設機械損料については、R5 年度を使用し積算しています。</p>
<p>1 号崩壊地の施工について</p> <p>① 1 号崩壊地に面した市道を通行止めにして作業ヤードとして使用するという考えでよろしいでしょうか。</p> <p>② 1 号崩壊地に面した市道を使うに当たり、農作業（特に稲刈り時期）による作業制約はないと考えてよいでしょうか。</p> <p>③ 土砂の搬出時に 4t ダンプトラックは集落内を通行できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④ のり切工は 0.45BH での施工となっていますが、S1～S5 の法切を行うに当たり重機施工足場を盛土しなくては地山を痛めてしまうことになるので、仮設盛土工は変更協議と考えてよろしいでしょうか。その場合、盛土材は外部から良質な土砂を運搬し盛土すると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ ④以外の他個所ののり切工についても、下部に排土する崩落土はありますが、地山の保護のため別途重機足場を盛土する必要がありますので、仮設盛土工は変更協議と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>① 質問のとおり、市道及び私有地を使用する計画としています。</p> <p>② 市道を使用する場合については、耕作者の稲刈り時期等の把握を事前に行い、作業制約の有無について確認し、契約後に監督職員から指示します。</p> <p>③ 質問のとおり、4t ダンプトラックでの集落内の通行は可能です。</p> <p>④ 法切工に伴う仮設盛土は想定していません。現地状況から、仮設盛土の必要がある場合については監督職員と協議をお願いします。</p> <p>⑤ ④の回答のとおり。</p>

<p>⑥ ④⑤については地山の保護及びバックホウより高い個所の掘削等を考慮すると、スーパーロングアームバックホウを使用しての施工が妥当だと考えますが、受注後の変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>⑥ 当初設計で計画をしているバックホウによる施工では、安全が確保できない場合や施工が困難な場合については、監督職員と協議をお願いします。なお、スーパーロングアームバックホウを使用した場合については④⑤は発生しません。</p>
<p>2号崩壊地の施工について</p> <p>① 施工箇所手前の田んぼの使用を前提に計画されていますが、所有者及び耕作者の許可承諾があると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>② 田んぼが使用できる期間を教えてくださいませんか。</p> <p>③ 2号崩壊地でも支障木はあるように見えますが、設計には含まれていません。発生する場合は変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④ 仮設計画では梨木集落管理道路を0.45BHの搬入と4tダンプトラックでの土砂の搬出で使用することになっています。またコンクリート橋は使用しないとされています。コンクリート橋を渡らずに梨木集落管理道路に進入するルートは水路の下流側の1号崩壊地へ向かう舗装された橋からですが、そこからは距離が長いこと、梨木集落管理道路に関しては軽トラックの通行程度の道のため、計画の用途には向きません。2号崩壊地の正面に仮橋を設置することが必要と考えますが、受注後の変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>⑤ 1号崩壊地同様、のり切工は地山を傷めないことと、バックホウより高い個所の掘削の</p>	<p>① 質問のとおり、事前に土地所有者等から使用の許可及び承諾を得ることとしていますので、許可等が得られましたら監督職員から指示します。</p> <p>② 使用期間については、稲作の収穫後となります。詳細な期間については、耕作者に再度確認し、監督職員から指示します。</p> <p>③ 工事支障木について、当初計画では支障となる立木はないと想定しています。工事に支障となる立木がある場合は監督職員と協議をお願いします。</p> <p>④ コンクリート橋は安全上使用しないこととしており、運搬距離についても水路下流側の舗装された橋で算定しています。なお、発注時の計画による施工が困難な場合は監督職員と協議をお願いします。</p> <p>⑤ 当初設計で計画をしているバックホウによる施工では、安全が確保できない場合や施</p>

ため安全を考慮しスーパーロングアームバックホウでの施工が妥当だと考えますが、受注後の変更協議事項と考えてよろしいでしょうか。

⑥ 施工前面の田んぼに鉄板を敷くだけでは土砂を積んだ 4t ダンプトラックの通行、転回等はできないと考えます。土木シートを敷き、良質土等で盛土をして敷鉄板を設置することが必要ですが、受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。

工が困難な場合については、監督職員と協議をお願いします。

⑥ 土地所有者の意向も考慮する必要があることから、監督職員から指示します。